

令和4年矢板市議会定例会

第384回定例会議

追加議案説明書

令和5年3月

矢板市

追 加 議 案 説 明 書

令和4年矢板市議会定例会第384回定例会議に提出いたしました追加議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました追加議案は、財産の減額貸付について2件であります。

追加議案第1号 財産の減額貸付については、旧長井小学校を観光・交流拠点として利活用を図り、校舎の有効活用、地域の活性化及び雇用の創出等を図るため、減額貸付することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第5号まで省略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

以下省略

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡

し、若しくは貸し付けてはならない。

3 省略

追加議案第2号 財産の減額貸付については、旧豊田小学校において、障がい者福祉サービスの向上を図り、校舎の有効活用、地域の活性化及び雇用の創出等を図るため、減額貸付することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

以上が、本定例会議に提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。